

携帯電話解約違約金条項使用差止請求訴訟に対する平成26年12月11日付
最高裁判所上告不受理決定に対する声明

当団体は、消費者の権利利益の擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士らで構成された特定非営利活動法人であるが、平成22年6月以降、大手携帯電話会社三社の設定する解約違約金条項（契約期間を2年間とし、その間に解約した場合には原則として税込み9975円を徴収する「囲い込み」制度）は消費者の権利を不当に制約するものであって消費者契約法に反するとの立場から、その使用差止等を求めて、各社に対する訴訟を迫ってきた。

これまで6つの下級審判例が積み重ねられ、消費者の権利を不当に侵害するとして一部の使用差止を認めた京都地裁判決（平成24年7月19日）が下されたほか、これを有効としたその他の判決も、解約違約金の法的性質や事業者が生ずる損害として算定された額は大きく異なっていた。損害に関する事業者側の主張を無批判に受け入れることなく、いずれの判決もその内容を厳しく吟味し、これを一部無効と判断した判決も出たことは、携帯電話に限らず様々な消費者契約で導入が進められている同種の囲い込み契約について、安易な解約料の設定に警鐘を鳴らしたものと評価することができる。

それだけに、下級審判例の集大成として下された最高裁決定が、損害の法的性質や損害額の統一を放棄し、実質的判断を何らすることなく上告不受理としたことは極めて不当といわざるを得ない。2014年5月には、総務省が携帯電話の2年縛りを検討することを発表したように、事業者の囲い込みを防止して消費者の権利を護るという要請は時代の流れとなっている。その中で、司法の最高府としてその責務を放棄した最高裁判所の責任は、極めて重大である。

当団体は、今後も事業者による消費者の囲い込みを防ぎ、消費者の権利を護るために、適格消費者団体として全力をつくす所存である。

2015年1月14日

適格消費者団体NPO法人京都消費者契約ネットワーク